

令和元年台風 19 号に係る被災代替償却資産特例の申告について

千曲市

令和元年台風 19 号の被災により滅失、又は損壊した償却資産の所有者が、被災日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、滅失、もしくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又は損壊した償却資産を改良した場合、取得又は改良された部分にあたる償却資産について取得・改良した翌年度から 4 年度分の固定資産税課税標準額を 2 分の 1 に軽減する特例措置があります。(地方税法第 349 条の 3 の 4)

I 特例措置の概要

1. 対象者

令和元年台風 19 号の被災により滅失、又は損壊した償却資産の所有者

2. 対象となる資産

ア 令和元年台風 19 号の被災により滅失、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代替として取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※原則として次の要件を満たすもの

- ・被災償却資産と種類及び用途が同一である
- ・代替償却資産が新たに課税される年度において、被災償却資産が除却又は売却等の処分がなされ、償却資産課税台帳上登録されていない

イ 令和元年台風 19 号の被災により、被災償却資産を復旧、又は補強等を行った場合における改良費に該当するもの。

3. 取得期間

令和元年 10 月 12 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4. 特例率

取得又は改良の翌年度から 4 年度分の固定資産税に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減

※当該特例以外の特例が適用される場合、特例適用後の課税標準額の 2 分の 1 に軽減

II 提出方法

1. 提出書類

- ・代替償却資産対照表（千曲市HPより取得可）
- ・被害のわかる資料（罹災届出証明の写し、写真等）

2. 提出期限

毎年 1 月 31 日（償却資産申告書と併せて提出してください）

3. 提出先

税務課固定資産税係（償却資産申告書と同じ）

千曲市総務部税務課固定資産税係
TEL026-273-1111（内線 1134・1132）
担当：木田・中澤・近藤